

# 家庭ごみ有料化の実施方針

国 立 市

平成28年11月

# 目 次

はじめに	1
1 国立市のごみの現状と課題	2
(1) ごみ排出量及びごみ処理経費について	
(2) 家庭系ごみの組成について	
(3) 中間処理について	
(4) 最終処分について	
(5) 現状における課題のとりまとめ	
2 家庭ごみ有料化の実施状況と効果	5
(1) 家庭ごみ有料化の実施状況	
(2) 家庭ごみ減量手段としての有料化の効果	
(3) 家庭ごみ減量手段としての有料化の効果のとりまとめ	
3 家庭ごみ有料化の制度設計	8
(1) 対象品目	
(2) 手数料の料金体系	
(3) 手数料の徴収方法	
(4) 手数料の設定	
(5) 有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法	
(6) 手数料の減免	
(7) 収集方法	
4 家庭ごみ有料化の実施にあたっての留意事項	15
(1) 市民への周知啓発の徹底	
(2) 減量化、資源化拡大のための併用施策のさらなる充実	
(3) 収入の使途	
(4) 不法投棄と不適正排出対策	
5 家庭ごみ有料化の実施時期について	18

はじめに

国立市は、焼却の中間処理及び最終処分を広域化として稲城市と日の出町の住民等の方々に負担をおかけしている状況にあります。これまで様々な取り組みを展開し、市民の皆様にはご理解とご協力をいただいているところではありますが、先行して家庭ごみを有料化している多摩地域各市と比べると、ごみの減量の成果は大きく後れを取り、このことは環境負荷の増大のみならず現在および将来的な処理費用の増大を招くものでもあります。

また、本来受益者負担の原則が適用されるべき種類の行政サービスなのに、ごみを減らす努力をしている市民が報われないという不公平が生じています。

中間処理施設と最終処分場の延命化や周辺住民等の負担軽減、また循環型社会の形成に向けてごみの発生・排出抑制、資源化のさらなる推進を図るために、行政が取り組み得るすべての手法を市民の協働のもと実施していかなければならない状況といえます。

多摩地域で多くの市が実施している「家庭ごみの有料化」は、ごみ減量・リサイクル推進への誘因の提供、環境問題・ごみ問題・適正排出への関心の高まり、さらに、ごみ減量による処理経費の削減は、より地球にやさしい環境施策の展開に寄与するものであると同時に排出者の責任を明確にするための施策として有効です。

ごみの減量による環境負荷の低減の取り組みは、一つの市にとどまらず都道府県、国全体、ひいては地球に対しての私たちの義務であり、現在、人々の営みが地球環境に与えている負荷を考えると、はや一刻の猶予もないことは明白です。

現状では、市民のごみに対する意識やごみ発生抑制の努力の成果が見えにくい中、「家庭ごみの有料化」は、排出者である市民が、自らの取り組みを目に見える形で実感できる有効な施策であり、積極的に取り組みます。

「家庭ごみの有料化」の実施にあたっては、第9期ごみ問題審議会からの「家庭ごみ有料化の制度設計について」の答申に留意して推進することとします。

## 1 国立市のごみの現状と課題

### (1) ごみ排出量及びごみ処理経費について

#### ① ごみ排出量について

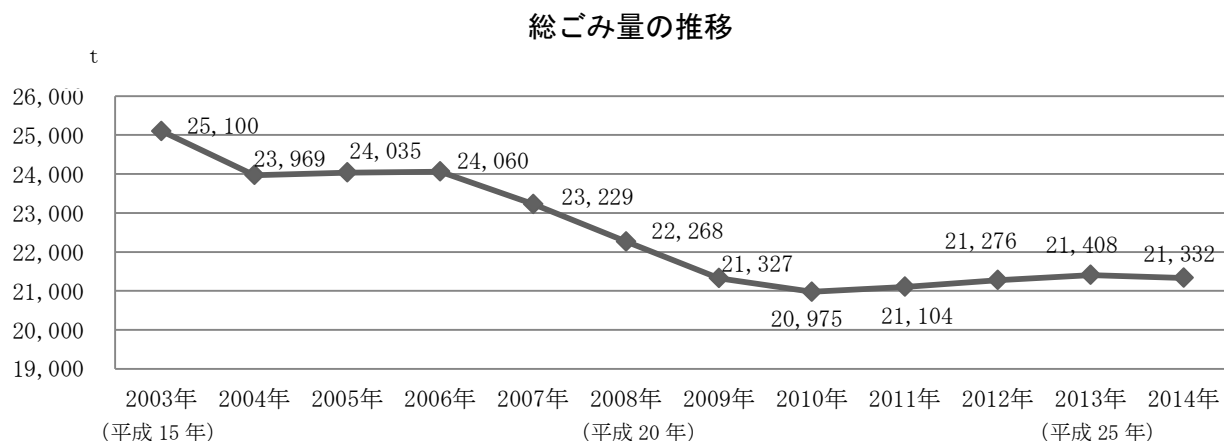
平成 15 年度に家庭用せん定枝等の申込制戸別収集及び資源化、平成 16 年度に廃食用油の拠点回収、平成 20 年度にプラスチック製容器包装の分別収集及び資源化、平成 22 年度に資源物の直接買取事業を開始し、平成 22 年度に二ツ塚最終処分場への埋立ごみの搬入量のゼロを達成して、現在に至っています。

総ごみ排出量は平成 16 年度から 2 ヶ年横ばいの状態が続き、その後平成 22 年度までは減少傾向にありましたが、平成 23 年度以降は微増傾向にあります。

2014（平成 26）年度の 1 人 1 日当たりのごみ量を多摩地域 26 市と比較すると、資源ごみ（集団回収による資源物を除く）を含む家庭系と事業系ごみの総ごみ量は 784.3g/人日で、収集量が多い順から 4 番目の状況にあります。

家庭系ごみにおいては 655.3g/人日で、多摩地域 26 市中収集量が多い順から 7 番目、事業系ごみは 128.9g/人日で多摩地域 26 市中収集量が多い順から 8 番目です。

多摩地域 26 市の平均と比べるとごみの排出量が多い状況にあります。



多摩地域ごみ実態調査（表 1）

#### ② ごみ処理経費について

平成 26 年度のごみ処理経費は、約 11 億 8,000 万円で、市の一般会計歳出額の約 4.2% を占め、1 人当たりのごみ処理経費としては約 16 千円です。

平成 20 年度からの推移では、経費的に減少してきていますが、これは施設の建設公債費の減による中間処理費の減少や業務の外部委託による人件費の減少の要素があります。

経費の面では、処理施設の延命化、搬入実績による分担金の負担軽減のため、ごみ収集後の資源化もさることながら、排出前の発生抑制が強く求められています。

### (2) 家庭系ごみの組成について

家庭系可燃ごみの中には紙類が 36.6%、厨芥類（生ごみ）が 34.3%、含まれている現状から、紙類と厨芥類（生ごみ）の減量が求められます。

特に 36.6%の紙類のうち 13.8%がリサイクル可能なものが含まれており、7.7%の容器

包装プラスチックについてもリサイクルが可能なものが見受けられます。

家庭系不燃ごみの中にはリサイクルが可能な容器包装プラスチックが 18.6%、カレットが 7.2%、アルミ類が 1.0%含まれています。

さらには、可燃ごみ、不燃ごみの中にそれぞれ可燃物、不燃物が含まれている状況や不燃ごみの中にアルミ類、有害物が含まれている状況から分別の徹底が求められます。

### (3) 中間処理について

#### ①可燃ごみの中間処理について

稲城市、狛江市、府中市、国立市の 4 市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で焼却を行っていますが、組合の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってあてられ、組織団体の負担金は、前々年の 10 月から前年の 9 月までの組合に搬入されるごみ量に応じて算出されます。市民 1 人 1 日あたりの焼却量は構成 4 市の中で国立市が最も多い状況にあります。

また、1998（平成 10）年度の稼働開始から 17 年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。

さらに、所在地の稲城市民の負担と協力をいただいて事業として成り立っていることを認識し、周辺や沿線住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

#### ②不燃・資源ごみ等の中間処理について

市内の南部地域にある環境センターは、1989（平成元）年度の稼働開始から 26 年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。また、周辺住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

#### ③粗大ごみ等の中間処理について

市内の南部地域にある清掃分室は、1980（昭和 55）年の建築から 35 年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。また、周辺住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

### (4) 最終処分について

最終処分は、日の出町にある国立市を含め 25 市 1 町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っていますが、組合の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってあてられ、組織団体の負担金は、搬入実績累積量等に応じて算出されます。

また、1998（平成 10）年度の二ツ塚処分場の稼働開始から 17 年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。

さらに、所在地の日の出町民の負担と協力をいただいて事業として成り立っていることを認識し、周辺や沿線住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

### (5) 現状における課題のとりまとめ

現状における課題をとりまとめますと、次のようなフローが描かれ、国立市循環型社会形成推進基本計画で示されている多摩地域のトップランナーを目指すべく、さらなるごみの減量が求められます。

家 庭 等

事 業 所

資源を含む家庭系と事業系の総ごみ量は、2010（平成 22）年度に 20,975 t まで減ったが、以降は微増し、21,000 t 台の横ばいの傾向

2014（平成 26）年度ごみ総量：784.3 g/人日

※多摩地域 26 市中収集量が多い順から 4 番目（平成 23 年度から微増の傾向）

平成 26 年度家庭系ごみ：655.3 g/人日  
※多摩地域 26 市中収集量が多い順から 7 番目

平成 26 年度事業系ごみ 128.9 g/人日  
※多摩地域 26 市中収集量が多い順から 8 番目

2014（平成 26）年度の総資源化率 35.1% ※多摩地域 26 市中低い順から 8 番目

中 間 処 理

可燃ごみ（稲城市の多摩川衛生組合にて焼却処理）  
平成 26 年度焼却量：595.4 g/人日  
※周辺住民等の負担の軽減  
※他の構成市（3 市）と比べ焼却量が一番多い  
※施設の延命化、負担金の軽減

不燃、資源ごみ等（環境センターにて処理）  
粗大ごみ等（清掃分室にて処理）  
※周辺住民の負担の軽減  
※施設の延命化

焼却残灰

最 終 処 分

（日の出町の東京たま広域資源循環組合にて処分）

平成 26 年度焼却残灰搬入量：555 t/年（エコセメント化事業の原材料として使用）

平成 26 年度不燃ごみ埋立量：0.0 g/人日（平成 22 年度から）

※周辺住民等の負担の軽減

※施設の延命化、負担金の軽減

さらなるごみの減量が求められる！！

～多摩地域のトップランナーを目指して～

## 2 家庭ごみ有料化の実施状況と効果

### (1) 家庭ごみ有料化の実施状況

家庭ごみの減量化などを目的として、多摩地域では現在、26 市中 22 の市が家庭ごみの有料化を導入しています。

また、全国では 2015（平成 27）年 4 月時点で 1,741 自治体中 1,094 の自治体（62.8%）で導入されており、近年増加傾向にあります。

家庭ごみの有料化を取り巻く背景

年	主な内容
1990（平成 2）年	環境保全のための循環型社会システム検討会報告書（環境庁） 経済的要因作りとして有料化の促進の提言
1992（平成 4）年	廃棄物問題に関する報告書（全国市長会） 有料化を促進
1993（平成 5）年	経済的手法の活用による廃棄物減量化研究会報告書（厚生省） 有料化の推進
2001（平成 13）年	多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして（報告書）（東京都市長会） 平成 15 年度までを目途に全市において家庭ごみの有料化を進める。
2005（平成 17）年	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改正（環境省） 国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことを明確化

### (2) 家庭ごみ減量手段としての有料化の効果

家庭ごみの有料化を導入することにより、次のような効果が期待できます。

- ①ごみ減量・リサイクル推進への誘因を提供できる。
- ②負担の公平性を確保できる。
- ③ごみ問題・適正排出への関心が高まる。
- ④ごみの処理経費を削減できる。

多摩地域で家庭ごみの有料化を実施した市では、実施後の平均として 1 人 1 日当たりのごみ収集量（資源を含む）について 7.7～32.0%（平均 15.9%）の減少効果が表れています。

## 有料化導入自治体の家庭ごみ量の推移

上段：収集量（単位：g/人日）、下段：有料化実施開始年度の前年度からの増減率  
 上段がゴシック数字となっている年度は有料化実施年度  
 小平市、東久留米市、武蔵村山市、国立市は家庭ごみ有料化未実施  
 東大和市は平成 26 年度家庭ごみ有料化開始のため記載なし

市名	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平均
青梅市	816.0	775.0	655.9	684.9	706.5	717.5	714.4	694.3	693.6	697.9	662.4	663.6	646.6	638.0	631.8	631.3	626.2	620.2	667.8
			-19.6%	-16.1%	-13.4%	-12.1%	-12.5%	-14.9%	-15.0%	-14.5%	-18.8%	-18.7%	-20.8%	-21.8%	-22.6%	-22.6%	-23.3%	-24.0%	-18.2%
日野市	948.2	952.6	932.6	859.7	689.1	696.5	691.4	662.5	669.1	664.5	639.7	633.0	606.8	595.9	595.3	584.3	577.5	574.2	634.3
				-26.1%	-25.3%	-25.9%	-29.0%	-28.3%	-28.7%	-31.4%	-32.1%	-34.9%	-36.1%	-36.2%	-37.3%	-38.1%	-38.4%	-38.4%	-32.0%
清瀬市	731.1	743.2	735.7	756.3	716.4	687.8	686.0	641.1	670.0	655.7	627.6	611.5	603.3	587.5	580.6	583.7	585.8	584.7	623.5
					-9.1%	-9.3%	-15.2%	-11.4%	-13.3%	-17.0%	-19.1%	-20.2%	-22.3%	-23.2%	-22.8%	-22.5%	-22.7%	-17.6%	
昭島市	798.0	810.5	798.5	767.6	803.1	697.8	702.9	695.0	701.6	696.9	673.5	658.2	643.6	633.9	633.4	629.2	624.3	606.6	658.3
						-12.5%	-13.5%	-12.6%	-13.2%	-16.1%	-18.0%	-19.9%	-21.1%	-21.1%	-21.7%	-22.3%	-24.5%	-18.0%	
福生市	883.8	907.3	858.5	940.9	852.4	773.4	781.1	772.9	772.5	753.4	731.8	718.3	699.3	699.8	689.4	682.8	677.1	662.4	719.3
						-8.4%	-9.3%	-9.4%	-11.6%	-14.1%	-15.7%	-18.0%	-19.0%	-19.1%	-19.9%	-20.6%	-22.3%	-15.6%	
東村山市	801.2	787.4	801.5	756.5	730.8	702.4	649.6	635.3	645.0	639.9	617.6	601.6	587.9	578.1	574.3	570.4	569.2	563.9	602.7
						-11.1%	-13.1%	-11.7%	-12.4%	-15.5%	-17.7%	-19.6%	-20.9%	-21.4%	-21.9%	-22.1%	-22.8%	-17.5%	
羽村市	790.4	806.6	832.8	814.8	826.3	803.0	757.9	756.5	766.8	755.7	719.5	705.7	679.6	666.6	678.3	681.5	682.1	669.3	710.0
						-8.3%	-8.4%	-7.2%	-8.5%	-12.9%	-14.6%	-17.8%	-19.3%	-17.9%	-17.5%	-17.5%	-19.0%	-14.1%	
調布市	799.4	814.0	808.3	799.5	779.6	777.2	774.0	716.3	723.4	721.3	688.6	665.8	649.6	635.6	630.5	630.3	627.9	623.1	659.6
								-6.5%	-6.8%	-11.0%	-14.0%	-16.1%	-17.9%	-18.5%	-18.6%	-18.9%	-19.5%	-14.8%	
あきる野市	929.3	957.7	955.4	990.7	1,008.1	1,006.7	1,040.9	892.6	892.5	894.7	864.2	842.2	804.9	795.8	792.5	784.8	780.9	799.6	825.2
								-14.3%	-14.0%	-17.0%	-19.1%	-22.7%	-23.5%	-23.9%	-24.6%	-25.0%	-23.2%	-20.7%	
八王子市	772.0	775.4	763.6	770.1	759.1	742.2	751.8	697.9	631.1	633.0	618.2	613.1	593.9	590.1	607.6	603.5	603.6	604.7	609.9
								-16.1%	-15.8%	-17.8%	-18.4%	-21.0%	-21.5%	-19.2%	-19.7%	-19.7%	-19.6%	-18.9%	
武蔵野市	870.3	849.7	850.6	833.5	822.4	803.3	783.3	768.8	763.8	766.2	743.3	720.6	695.6	691.4	679.5	676.7	674.0	657.5	706.9
								-2.5%	-2.2%	-5.1%	-8.0%	-11.2%	-11.7%	-13.3%	-13.6%	-14.0%	-16.1%	-9.8%	
稲城市	731.9	739.5	750.6	760.1	754.8	716.3	711.3	681.9	673.2	684.3	666.6	650.4	625.4	611.9	603.6	595.5	589.6	580.9	628.1
								-5.4%	-3.8%	-6.3%	-8.6%	-12.1%	-14.0%	-15.1%	-16.3%	-17.1%	-18.3%	-11.7%	
小金井市	759.7	763.3	764.2	782.0	765.5	763.2	745.8	733.4	730.4	687.8	654.2	629.2	612.1	603.3	594.8	587.7	589.3	582.1	615.6
								-6.2%	-10.8%	-14.2%	-16.5%	-17.7%	-18.9%	-19.9%	-19.6%	-20.6%	-16.1%		
町田市	763.9	765.4	746.9	738.2	732.1	734.6	734.1	721.2	706.7	630.7	613.1	601.5	587.8	581.9	577.7	569.9	567.8	564.3	588.3
										-12.5%	-15.0%	-16.6%	-18.5%	-19.3%	-19.9%	-21.0%	-21.3%	-21.8%	
狛江市	833.0	839.9	828.2	832.0	818.8	812.7	810.1	793.9	771.7	715.7	702.1	680.7	663.3	645.6	640.4	634.9	629.2	609.4	657.9
										-9.9%	-11.6%	-14.3%	-16.5%	-18.7%	-19.3%	-20.0%	-20.7%	-23.2%	
西東京市					721.6	715.7	707.5	691.1	688.9	677.2	645.9	578.1	570.2	577.4	570.6	567.1	575.2	569.0	572.5
											-14.6%	-15.8%	-14.7%	-15.7%	-16.3%	-15.1%	-16.0%	-15.5%	
多摩市	858.0	855.9	831.5	786.5	741.2	732.5	722.4	701.1	680.9	679.1	675.9	592.4	585.6	586.2	587.3	581.2	575.0	565.1	580.1
												-13.4%	-13.3%	-13.1%	-14.0%	-14.9%	-16.4%	-14.2%	
三鷹市	804.8	594.7	596.7	774.4	748.0	738.2	720.1	702.4	702.3	703.2	678.8	660.1	629.9	606.7	607.8	611.6	614.3	604.5	609.0
														-8.1%	-7.9%	-7.3%	-6.9%	-7.7%	
府中市	815.4	804.8	791.3	787.0	780.2	772.6	765.1	739.5	733.3	708.1	667.6	643.5	640.3	537.3	550.5	553.0	548.8	539.7	545.9
														-16.5%	-14.5%	-14.1%	-14.7%	-16.1%	
国分寺市	876.5	835.3	806.7	814.0	782.3	754.9	746.3	736.5	734.9	719.9	696.8	679.2	663.9	664.3	659.5	655.4	609.6	583.7	583.7
																		-10.9%	-10.9%
立川市	746.0	804.8	733.0	727.4	713.6	717.6	710.3	680.8	678.3	676.0	646.2	629.1	610.7	609.2	607.6	607.4	595.1	544.4	544.4
																		-10.4%	-10.4%
国立市	822.2	793.3	764.6	773.7	766.9	766.3	763.8	732.0	741.5	741.1	698.4	686.3	671.3	657.6	661.1	661.3	668.1	655.3	

2014(平成 26)年度の国立市の資源物を含めた家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの収集量は、655.3g/人日ですが、この時点で有料化を実施している 22 市のうち 2014(平成 26)年度に有料化の導入効果データをとれる 21 市の平均ごみ収集量は 605.2g/人日であり、当市と比べ 50.1g/人日少ない状況です。

また、家庭ごみを有料化すると、直後は減少しても再びもとに戻ってしまうリバウンドを指摘されることがありますが、家庭ごみの有料化を導入した自治体の導入以降の状況からは引き続き減量効果を保っており、際立ったリバウンドは生じていません。

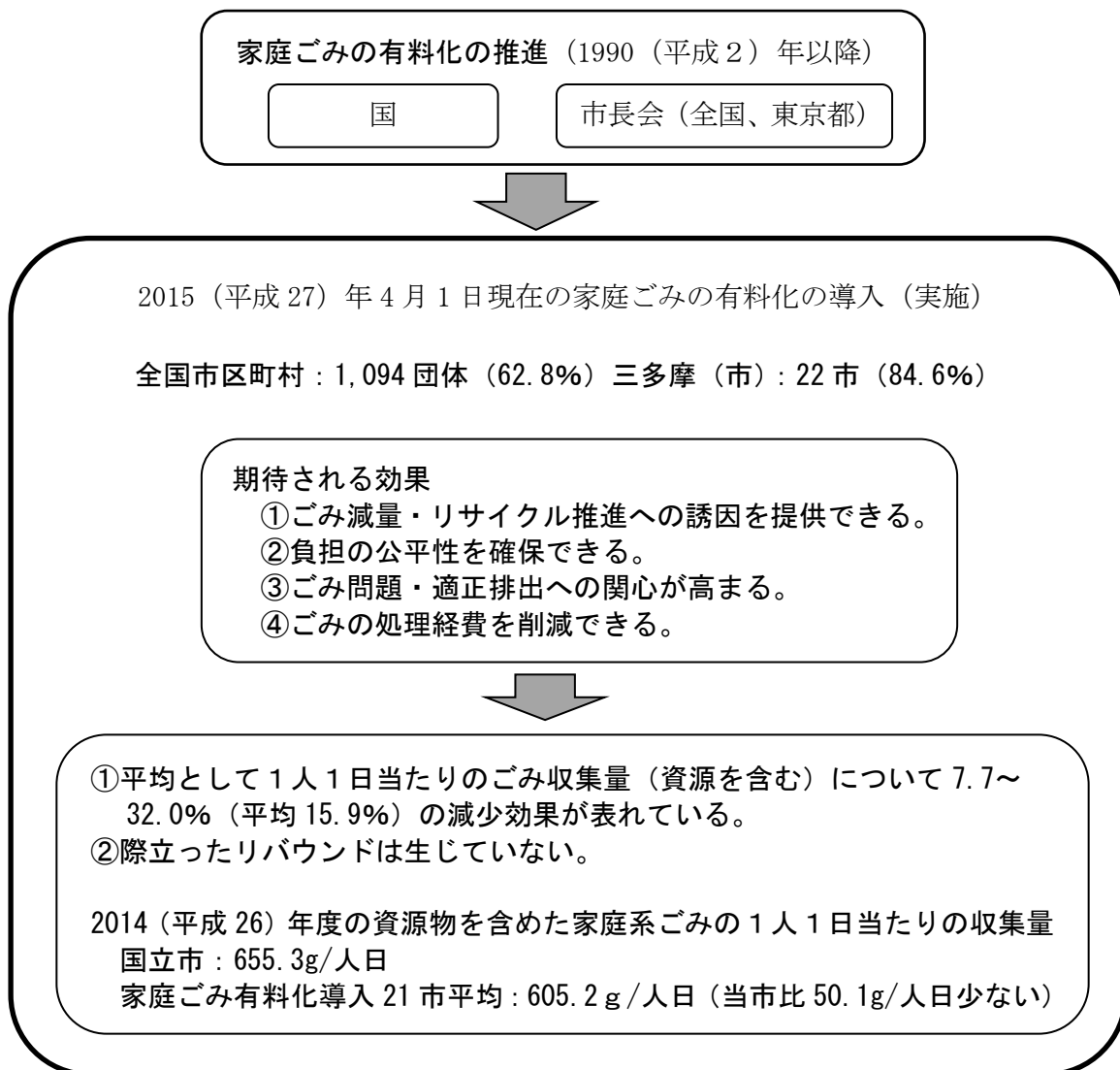
焼却処理のために加入している多摩川衛生組合の構成市の中で国立市のごみ減量の取り組みは遅れており、施設所在地の稲城市民に対する環境負荷軽減のため、ごみ減量は急務の課題です。また最終処分場所在地の日の出町に対する環境負荷軽減と施設延命化への対応は、多摩 25 市 1 町の共通の課題であります。

ごみ減量の実績が多摩地域 26 市の平均を下回る国立市として、家庭ごみの有料化を含めて行政が取り組み得るすべての手法を通じて市民との協働のもとに大胆な減量に取り組む必要があります。



### (3) 家庭ごみ減量手段としての有料化の効果のとりまとめ

家庭ごみの有料化の実施状況と効果をとりとまとめると、次のようなフローを描けます。



### 3 家庭ごみ有料化の制度設計

#### (1) 対象品目

有料化の導入の目的は、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保することにあります。総ごみ排出量の削減や費用負担の公平性の観点からは、全品目を有料化することも考えられますが、円滑な制度導入のためには市民の負担感・受容性への配慮が必要です。

環境負荷の低減のため、さらなるごみの減量化・資源化を早急に進めることが差し迫った課題である現状を踏まえると、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」を有料化の対象として発生抑制・排出抑制を推進することが適切と考えます。

また、不適物混入の多い容器包装プラスチックは、より違反ごみが混入し手選別作業が増加する可能性が危惧されるため、分別排出の動機づけや不適正排出の抑制、さらにはレジ袋の削減の観点から有料化の対象に加えるのが適切と考えます。

以上のことから、当市における家庭ごみ有料化の対象品目としては、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「容器包装プラスチック」とします。

#### (2) 手数料の料金体系

ごみ処理手数料の徴収方法としては、「発生抑制を推進し減量化を促進する」、「費用負担の公平性を確保する」、「将来的に運営費用の負担が少ない制度とする」の3つの観点から、多摩地域で家庭ごみの有料化を実施している22市においても採用されており、2014（平成26）年4月現在での家庭ごみの有料化を実施している市の9割以上が採用している、ごみの排出量に比例してごみ処理手数料が増加する「単純従量制」を採用します。

##### ※単純従量制

排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定です。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用のごみ袋の枚数の積となります。

### (3) 手数料の徴収方法

手数料の徴収に当たっては、家庭ごみの有料化導入の最大の目的である、ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動の促進によるごみの減量化を進めるために、ごみ減量の効果を実感できる方法を設定することが望ましいと言えます。

また、負担の公平性を確保するためにも、排出量に応じた適正な手数料負担となることが客観的に明確である必要があります。

多摩地域では家庭ごみの有料化を実施している 22 市全てが指定ごみ袋を採用している現状にあります。

このことから、手数料の徴収方法については、ごみ排出量を把握することが容易で、負担の公平性が確保される「指定ごみ袋」を採用します。

### (4) 手数料の設定

手数料の設定については、ごみの排出抑制と分別徹底効果、市民の受容性、ごみ処理に係る経費、近隣市における料金水準等を考慮する必要があります。

市民の受容性を考慮すると、手数料水準は低く抑えた方がよいと言える一方で、2016(平成 28)年 4 月に策定した国立市循環型社会形成推進基本計画では、平成 37 年度における 1 人 1 日当たりのごみ・集団回収の合計量の目標を 701.3 g としており、減量目標を達成するためには、十分なごみの排出抑制と分別徹底効果が得られる料金水準を設定することが求められます。

有料化導入の最大の目的であるごみの減量化・資源化を差し迫った課題として推進するためには、近隣市との均衡を失しない範囲で、最大限の減量効果が得られる料金水準とすべきです。

また、多摩地域で家庭ごみの有料化を実施している 22 市では、手数料は月額 500 円程度の負担又は処理経費の 20%から 25%を手数料設定条件としている状況にあります。

これらのことから、手数料については、1 リットル当たりの単価を 2 円の設定とします。

なお、不適物混入の多い容器包装プラスチックは、発生・排出抑制及び分別排出の動機付けの観点から、1 リットル当たり 1 円の設定とします。

## 参考：平均世帯人数による家計負担の試算

### 基礎及び前提条件

2014（平成 26）年度可燃ごみ量：408.4 g/人日

2014（平成 26）年度不燃ごみ量：63.2 g/人日

平均世帯数：2.1 人（平成 26 年 10 月 1 日現在）74,520 人÷35,783 世帯

手数料：可燃、不燃（10 当たり 2 円）、容器包装プラスチック（10 当たり 1 円）

収集回数：可燃（週 2 回）、不燃（隔週 1 回）、容器包装プラスチック（週 1 回）

収集日に毎回ごみを排出するものとして、ごみ袋の単価を算出する。

収集 1 回当たりの可燃ごみ量：408.4 g × 2.1 人世帯 × 3.5 日（7 日 ÷ 2 回） = 3,001.7 g

収集 1 回当たり不燃ごみ量：63.2 g × 2.1 世帯 × 14 日（隔週） = 1,858.1 g

可燃ごみ、不燃ごみとも排出に中袋（20ℓ：3 kg）を使用することとして、1 年当たりの中袋の使用枚数を求める。

可燃ごみ：年 52 週 × 週 2 回 = 104 枚、不燃ごみ：年 52 週 ÷ 2（隔週） = 26 枚 計 130 枚

1 年当たりの家計負担の試算 130 枚 × 40 円 = 5,200 円（1 月当たり 433 円）

容器包装プラスチックは収集 1 回当たり中袋 1 枚を使用することとして、1 年あたりの中袋の使用枚数を求める。

年間の使用枚数：年 52 週 × 週 1 回 = 52 枚、手数料：20 円/20ℓ

1 年当たりの家計負担 20 円 × 52 枚 = 1,040 円（1 月当たり 87 円）

可燃ごみ・不燃ごみ	5,200 円（1 月当たり 433 円）
-----------	-----------------------

容器包装プラスチック	1,040 円（1 月当たり 87 円）
------------	----------------------

合 計	6,240 円（1 月当たり 520 円）
-----	-----------------------

## （5）有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法

### ① 有料指定ごみ袋の種類

有料ごみ袋を指定するに当たっては、各世帯がごみ排出量に適した大きさの袋を選択できるように、複数の容量の指定ごみ袋を作製することが必要です。

容量の小さいごみ袋を利用するほど費用負担が少なくなることから、ごみ減量化に対する動機が働くように小さい袋も作製する必要がある一方で、販売価格が製造等原価を下回らないよう、費用軽減が実感でき、ごみ袋の販売価格が適正に設定できる大きさにすることも必要です。

これらの点から、ごみ減量化の意識付けが図れ、近隣市で多く用いられている、5 リットル、10 リットル、20 リットル、40 リットルの 4 種類を採用します。

なお、有料指定ごみ袋は、分別の促進・分かり易さ等の観点から「可燃ごみ」・「不燃ごみ」・「容器包装プラスチック」について別の色の袋として区別します。

### ② 有料指定ごみ袋の形状

有料指定ごみ袋の形状については、市民にとって取り扱いやすく運びやすい形状での「持ち手付き袋（レジ袋タイプ）」とします。

### ③ 有料指定ごみ袋の販売方法について

有料指定ごみ袋の販売方法としては、市が直接販売する方法や、市が販売店等を指定する方法がありますが、市民にとって購入しやすい販売方法とする必要があります。

現在、粗大ごみ処理券・事業系有料ごみ処理袋の販売は 30 箇所の取扱店があり、これらの取扱店において販売することが適当と考えます。

しかしながら、日常生活において購入しやすい場所の考慮や地域ごとにバランスのとれた取扱店の設置も必要であることから、国立市ごみ減量協力店や市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、小売店、隣接市との市境の取扱店のさらなる拡大に努めます。

## (6) 手数料の減免

### ① 基本的な考え方

家庭ごみの有料化の実施に当たっては、低所得者や社会的弱者にとって過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減を考慮する必要があります。また、ごみの品目によっては、政策的に有料化の対象とするのが適切でないものもあります。

手数料の減免措置については、関係部署と調整し、市全体の施策との均衡を図るとともに、公平負担の原則を堅持する観点から、該当世帯への指定ごみ袋配布枚数に制限を設けることといたしました。

### ② 減免対象者の範囲

市民からの意見等を踏まえ、関係部署と調整した上で、従来の福祉施策との整合性や公平性などを総合的に判断し、下記のとおり減免の措置を行います。

#### 【減免対象世帯】

- ア. 生活保護受給世帯
- イ. 中国残留邦人支援給付受給世帯
- ウ. 老齢福祉年金受給者のいる世帯
- エ. 国民年金の遺族基礎年金受給者のいる世帯
- オ. 児童扶養手当受給者のいる世帯
- カ. 特別児童扶養手当受給者のいる世帯
- キ. 身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた方のいる世帯
- ク. 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けた方のいる世帯
- ケ. 愛の手帳(1度又は2度)の交付を受けた方のいる世帯
- コ. 要介護(4又は5)の認定を受けた方のいる世帯

※ウ～コは世帯全員が住民税非課税であることが条件

## 【減免の方法】

有料指定ごみ袋の無料引換券の交付

## 【無料交付枚数】

世帯人数	袋の容量	無料交付枚数（年間）			
		可燃ごみ	不燃ごみ	容器包装プラスチック	合計
1人世帯	50袋	110枚	20枚	60枚	190枚
2～3人世帯	100袋				
4人以上世帯	200袋				

※無料交付枚数の算定根拠

可燃ごみ 週2回×52週=104枚 →110枚(10枚単位)

不燃ごみ 月1回×12月=12枚 →20枚(10枚単位)

容器包装プラスチック 週1回×52週=52枚 →60枚(10枚単位)

### ③ 免除対象品目の範囲について

政策的に有料化の対象とすることが適切でない以下の品目は、手数料免除（有料化対象外品目）とします。なお、排出方法は、指定ごみ袋を使用せず、従来どおり中身が確認できる透明又は半透明の袋に入れて排出していただきます。

紙おむつ等及び植木剪定枝等は、可燃ごみの収集に合わせて、有害ごみ危険物は、2週に一度の収集日に収集します。

品目	内容	理由
紙おむつ等	可燃ごみのうち、紙おむつや、看護・介護等に伴うガーゼ等のごみ（感染性のものを除く）	紙おむつ等を常時使用する乳幼児や看護・介護等が必要な方がいる世帯にとっておむつごみ等の減量は困難であることから、子育て支援及び看護・介護等が必要な方がいる世帯への支援が必要であるため
植木せん定枝等	庭木等のせん定枝・葉・草（粗大ごみには該当しないもの）	緑化推進の観点から、有料化品目から除外
ボランティア清掃ごみ	街路樹の落ち葉その他、ボランティア清掃によるごみ	地域の環境美化を目的に道路、公園その他公共の場所を義務なく無償で行うボランティア清掃に対して、手数料徴収はそぐわないため
有害ごみ・危険物	下記（7）①のとおり	分別排出を促進し、適正処理を図るため

## （7）収集方法

### ①分別区分及び収集頻度

収集運搬事業の効率性や発生抑制、排出の利便性等の観点から、分別区分及び収集頻度を下記のとおり見直しします。

収集品目		手数料	収集頻度	備考
可燃ごみ		有料 (102 円)	週 2 回	(紙おむつ等、植木せん定枝等は無料)
不燃ごみ		有料 (102 円)	2 週に 1 回	現行の製品プラスチック類を含む。 (家庭用電子機器類、ガラス製品、陶磁器を除く。)
容器包装 プラスチック		有料 (101 円)	週 1 回	現行のプラスチック製容器包装 (汚れたものは可燃ごみ)
小型家電製品		無料	2 週に 1 回	50cm 未満の家庭用電子機器類
有害ごみ				乾電池・蛍光管・体温計
危険物				ライター、刃物、ガラス製品、陶磁器、スプレー缶
不燃系資源物	ビン	無料	2 週に 1 回	
	ペットボトル			
	缶			(スプレー缶は危険物)
可燃系資源物	新聞紙	無料	4 週に 1 回	
	牛乳パック			
	段ボール			
	本・雑誌		2 週に 1 回	
	雑がみ			
	衣類			
粗大ごみ		有料 (品目ごと)	事前申込	地域ごとに曜日指定
せん定枝等		無料		水曜日

《処理困難物・市が収集しないもの》

バイク・バッテリー・タイヤ・コピー機・ピアノ、電気オルガン・金庫・消火器・ボウリングの球・発電機・溶接機・エアコンプレッサー・チェーンソー・水中ポンプ・モーター類・印刷機等の大型機械・レンガ・ブロック・石膏ボード・コンクリート片・ガレキ・石、砂、土等・在宅医療の注射針等感染性廃棄物・エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン(周辺機器を除く)・その他市の処理施設等の機能及び技術上の能力の限界を超え、処理が困難と認められるもの

※ペンキ、殺虫剤等は収集には出せませんが、少量であれば、電話連絡の上、市役所ごみ減量課清掃係窓口又は環境センターにお持ち頂ければ引き取ります。

## ②収集方式

現状では、戸建住宅は原則として複数世帯で1か所として設定した集積所に排出していただいています。集積所については、利用する周辺市民の方により適切に管理されている集積所も多数あり、さらに地域のコミュニティとして寄与している面もあります。

しかしながら、一部の集積所では、設置場所を巡るトラブル、ごみの散乱などによるまちの美観の問題や収集日に関係なく排出されるごみ・不法投棄等により、周辺市民への迷惑が生じる問題も起きています。

従いまして、今後も集積所方式を維持いたしますが、不法投棄や不適正排出が多く衛生的な管理が難しい場合、高齢化によりごみ出しが困難になった場合、集積所を設けることが難しい場合等、集積所の実情に応じて、戸別収集についてきめ細かく柔軟に対応してまいります。



## 4 家庭ごみ有料化の実施にあたっての留意事項

### (1) 市民への周知啓発の徹底

家庭ごみの有料化の導入を円滑に進めるためには、有料化の目的や仕組み等に対する市民の理解、有料化及び廃棄物行政に対する市民の協力が不可欠です。そのため、市民説明会の開催、市報や市ホームページ等を活用した情報提供等により、制度導入の背景や目的について十分に説明をして、市民への周知徹底を図るとともに、意見を聴く機会を十分に設けるよう努めます。

#### 1) 市民説明会の開催

##### ① 開催日時等の配慮

少しでも多くの人に参加していただけるような開催曜日、時間、開催場所及び規模に留意した設定に努めます。

##### ② 有料化の目的・仕組みについての十分な説明

有料化の目的や仕組みを分かりやすく説明するとともに、市民の疑問に対して十分に回答する時間を設け、納得を得られるよう努めます。

##### ③ ごみ発生抑制の具体的方策についての説明

有料化導入の説明に当たっては、家計負担の軽減につながるごみ減量化や分別の徹底、生ごみの水切りによる減量、生ごみ処理容器の利用、簡易包装商品の購入などの具体的方策の説明に努めます。

##### ④ 有料化の導入によって懸念される課題への対応

不法投棄対策や不適正排出対策といった、有料化の導入によって懸念される課題への対応方法の説明に努めます。

#### 2) 各種周知啓発

市民説明会の開催には、開催回数や参加人数に限界があり、説明会のみですべての市民に有料化の導入を周知することは困難です。そのため、下記のように広報媒体を積極的に活用した周知に努めます。

##### ①市報、市ホームページ等による情報提供

##### ②制度内容やごみの出し方等の情報を記載したパンフレットの作成

##### ③公共施設、小売店等へのポスター掲示とチラシの配布

##### ④ごみステーションへの掲示、回覧板の利用

#### 市民説明会の開催

- ①開催日時等の配慮：開催曜日、時間、開催場所及び規模に留意して設定
- ②有料化の目的・仕組みについての十分な説明
- ③ごみ発生抑制の具体的方策についての説明
- ④有料化の導入によって懸念される課題への対応

#### 各種周知啓発

- ①市報、市ホームページ等による情報提供
- ②制度内容やごみの出し方等の情報を記載したパンフレットの作成
- ③公共施設、小売店等へのポスター掲示とチラシの配布
- ④ごみステーションへの掲示、回覧板の利用
- ⑤ごみ相談窓口、専用直通電話回線の開設

### (2) 減量化、資源化拡大のための併用施策のさらなる充実

家庭ごみの有料化の導入に当たり、ごみの減量化、資源化の拡大を図っていくためには、市民のごみ排出抑制を支援する併用施策のさらなる充実が有効です。

全国の有料化実施市において、多くの市が有料化導入と同時またはその前後に、併用施策を実施し、さらなるごみの減量化、資源化の拡大、市民負担の軽減に取り組んでいます。したがって、家庭ごみの有料化の導入に併せて、これまで実施している様々な取り組みを強化拡大するなど、市民のごみの減量化・資源化の取り組みを支援する施策を実施するとともに、行政サービスの向上を図っていきます。

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| ①市民、事業者、行政の協働の強化     | ⑦ごみ減量協力店制度の活性化 |
| ②厨芥類の水切り             | ⑧販売店での資源物回収の推進 |
| ③生ごみ処理容器等の購入費助成制度の充実 | ⑨植木剪定枝全量資源化    |
| ④ミニ・キエーロ普及支援、助成予算額増  | ⑩集団回収の促進       |
| ⑤分別の徹底               | ⑪市民活動への支援の充実   |
| ⑥紙類のさらなる資源化          |                |

### (3) 収入の使途

手数料収入を充てる事業は、有料化が廃棄物収集、運搬、処理に係る費用の一部について市民に負担を求めるものであることから、清掃関連の費用、ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、周知啓発等を目的とした清掃関連事業に限定した特定財源として扱います。

また、手数料の運用に係る情報の公開については、ごみ処理経費の現状と併せ、手数料収入の使途について、市民に分かりやすく公開していきます。使途の妥当性や事業の有意性などを評価することが求められるため、導入後も手数料収入が有効に活用され、市民の理解が得られる使い道を検討していきます。

### (4) 不法投棄と不適正排出対策

有料化を導入した当初は、不法投棄や不適正排出の増加が懸念されることから、有料化導入に伴う不法投棄等増加への備えとして、まずは十分な予防措置を行い、発生の未然防止に努めます。また有料化導入後も対策を講じることで、不法投棄等の抑制を図ります。

啓発の方法としては、市報や市ホームページによる情報提供、チラシやパンフレット等の配布、有料化導入前の説明会の開催など、きめ細やかな対応や十分な情報提供に努めます。

**不法投棄防止のための対策**

- ①警告看板の設置
- ②パトロールの強化
- ③外部団体との通報制度
- ④市民による通報制度
- ⑤防犯カメラの設置
- ⑥不法投棄をしにくい環境づくりの構築

**不適正排出防止のための対策**

- ①広報活動
- ②集積所での啓発指導
- ③不適正排出者に対する直接指導や警告書送付など
- ④有料化導入前のきめ細やかな市民説明
- ⑤有料化実施当初の立会指導
- ⑥不適正排出につながりにくい環境づくり

## 5 家庭ごみ有料化の実施時期について

指定有料ごみ袋の製造など家庭ごみ有料化の実施に向けた十分な準備期間を設ける必要があること、また市民の皆様にご理解とご協力をいただくため制度の目的や内容を説明する期間を十分に設ける必要があることから、実施時期については平成29年9月を目途として取り組んでいきます。

